

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所
162-0805 東京都新宿区矢来町 65
電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175
発行者 総主事 司祭 相澤 牧人

「み旨を行う者とならせてください」

—2014年のはじめに—

管区事務所 総主事 司祭 ヨハネ 相澤牧人

2014年の年をどのようにお迎えになられたのでしょうか。管区事務所の働きは、海外諸教会との窓口、他宗教・他教派との関わり、行政との関わり、そして、日本聖公会のため、また各教区や諸教会の宣教の働きを管区の事務所として支え、奉仕することに心を注ぎ、過ごしていくことをその任務としています。今年もまたその働きに職員一同励んでいくつもりです。今年もどうかよろしく願いいたします。

標題の言葉を見て、何を思われるでしょうか。これは聖餐式の陪餐後祷(祈祷書182頁～183頁)の中の祈りです。私は聖餐式をささげているとき、この箇所に来るとピクッとします。この表現が私の気持ちを正しく表現できているのかどうかわかりませんが、緊張が走ります。その祈りの言葉を正確に記しますと、「主はこれによって(つまり聖餐にあずかることによって)、わたしたちがみ子の体のえだであり、み国の世継ぎであることをいよいよ明らかにしてくださいました。」と感謝します。それに続いて、「天の父よ、わたしたちはみ子によって、心も体も生きた供え物として献げます。どうか、聖霊によってわたしたちをこの世に遣わし、み旨を行う者とならせてください。」と祈るのです。そしてこの祈りに「アーメン」と唱え、同意を示します。

聖餐に与かること、そのことから生じる大切な一つのことは、私たちがこの世に派遣され、神さまのみ旨を行う者として、自分に与えられた今の生活の場で生きていくことなのです。

では、神さまのみ旨とは何でしょうか。それを知ることは重要なことだと思います。そして、すぐに聖書の三つの箇所を思い出します。一つは、律法の専門家から、何をしたら永遠の命を受け継ぐことが出来るのでしょうか、と問われたイエスさまは、サマリヤ人の譬え(ルカ10:25以下)を語られ、隣人となったのは誰かと問い返し、「その人を助けた人です」との答えを引き出し、「行って、あなたも同じようにしなさい。」と教えられました。

二つ目は、金持ちの男から、永遠の命を受け継ぐには、何を

□会議・プログラム等予定

(2014年1月25日以降および
前回報告以降追加)

2014年1月

- 25日(土) 正義と平和・ジェンダープロジェクト〔京都教区センター〕
- 27日(月) 管区事務所スタッフミーティング〔管区事務所〕
- 28日(火) 常議員会〔管区事務所〕

2月

- 1日(土) 正義と平和・憲法プロジェクト〔中部教区センター〕
- 4日(火)～6日(木) 主教会〔管区事務所〕
- 13日(木) 日韓協働委員会〔管区事務所〕
- 19日(水) 原発問題プロジェクト運営委員会〔管区事務所〕
- 19日(水) 原発問題プロジェクトニュースレター編集委員会〔管区事務所〕
- 25日(火) 年金委員会および年金維持資金管理委員会合同委員会〔管区事務所〕
- 25日(火) 原発問題プロジェクト研究・広報チーム〔管区事務所〕
- 25日(火)～27(木) 管区共通聖職試験
- 26日(水) 正義と平和委員会〔京都教区センター〕
- 27日(木) 聖公会/ローマ・カトリック教会合同委員会〔管区事務所〕

3月

- 6日(木) 収益事業委員会〔管区事務所〕
- 6日(木) 聖公会/ルーテル教会協議会〔ルーテル市ヶ谷センター〕
- 7日(金) 法憲法規委員会〔管区事務所〕
- 13日(木) 財政主査会〔管区事務所〕
- 18日(火) 主事会議〔管区事務所〕
- 25日(火) 管区共通聖職試験委員会〔管区事務所〕
- 25日(火) 教役者遺児教育基金・建築金融資金運営委員会〔管区事務所〕

(次頁へ続く)

すればよいでしょうか、と問われたイエスさまは、十戒の掟を示します。それは子供の時から守っていると答える彼に対して、「あなたに欠けているものが一つある。行って持っている物売り払い、貧しい人々に施しなさい。… それから、わたしに従いなさい。」と慈しんで語りかけます。(マルコ10:17以下)

三つ目は、放蕩息子の譬えです。(ルカ15:11以下) 放蕩に身を持ち崩し、帰ってきた弟のために祝宴を始めた父親に対して、兄は不満をぶつける。その時、父親は、「お前のあの弟は死んでいたのに生き返った。いなくなっていたのに見つかったのだ。祝宴を開いて楽しみ喜ぶのは当たり前ではないか。」と諭すのです。

神さまのみ旨はこの他にも多くの箇所で見ることが出来ると思いますが、これらの物語の中に神さまのみ旨は何か教え示されていると言えるのではないのでしょうか。それは、愛の行為を「する」ということです。隣人とは誰かではなく、だれが隣人となったか、という行動の視点を持つということ。また、持っている物から解放され、イエスさまに「従う」ということです。聖書に出てくる金持ちは、持っている量の問題よりも、それに縛られているかどうかをいつも問われているのです。さらに、父(神)と共にいることが出来ることを「喜び祝う」ということです。それは、戻ること(悔い改め)の尊さを示します。そしてそれを喜び合うということ。これらは

(前頁より)

<関係諸団体等会議・他>

2月10日(月)日本キリスト教連合会定

例会〔市ヶ谷〕

21日(金)NCC常議員会

まさに生きるということなのではないでしょうか。それは“いのち”を生きる姿です。

これらを伝え、示していくこと、それが「み旨を行う」ことなのでしょう。聖餐式の度ごとに、キリストの御体と御血に与かり、力を得てこの世に派遣されていく私たちです。今年もまた、私たち一人一人が、み旨を行う者となって、イエスさまの福音の宣教、イエスさまの伝える神の国の完成に向かって、それぞれの場にあつて奉仕してまいりたいものです。

今、私たちの周りには、国内だけを考えても、目を注ぎ続けていかなければならないことがたくさんあります。日本国憲法のこと、原子力発電のこと、特定秘密法案のこと、戦没者慰霊(靖国神社)のこと、沖縄のこと、東日本大震災被災者の方々のことなどなど。これらのことも教会の課題なのだということを再確認し、視野を広げて、キリストの視点で物事を見ていくことが求められているのです。そのことを通してみ旨を行う者となっていくのでしょうか。

2013年 管区・財政担当者連絡協議会を開催

管区財政主査 山中 一

昨年末の12月6日(金)午後から9日(土)午後まで、1泊2日の日程で各教区の財政担当者連絡協議会を管区事務所で開催した。

全国11教区からの財政責任者1~2名に加え、管区側から植松首座主教、年金委員長の中村神戸教区主教、相澤総主事、総務主事、広報主事、財政主事・主査、及び聖公会新聞唐沢

社長も同席され、合計27名で日本聖公会の抱えている財政上の諸問題とその背景や考えられる対策などについてについて、じっくりと話し合う機会を持った。

主な内容は、次の通りであった。

(1) 聖公会年金について

(中村年金委員長／神戸教区主教、中林年金委

員／財政主査より報告)

(1) 聖公会年金は、現在まで約12億円の資金を原資として運営してきたが、退職聖職への年金支給額は年額で約8700万円であるのに対して、現職聖職の掛金と教区・管区の分担金は約4800万円であり、年間で約4000万円ずつ資金が目減りしているのが実情である。

(2) 従って、当年金は実質的には「破たん状態」であると云っても良く、抜本的対策を早急に講ずる必要があると考え、年金委員会としては次の対策案を来年の総会に提案したいと考えている。

[年金支給額10%減額+本人掛金・教区分担金10%増額案]

(年金支給額)

○本人支給額

月額 50,000円 ⇒ 月額 45,000円

○遺族支給額

月額 25,000円 ⇒ 月額 22,500円

(年金掛金)

○本人掛金

月額 6,700円 ⇒ 月額 7,370円

○教区分担金

一人月額 9,600円 ⇒ 月額 10,560円

(3) 但し、実際の改定に際しては、次の点を考慮して進めたい。

- ①本人分の「10%減額」は、他の年金で月額15万円以上ある受給者に限定
- ②遺族配偶者の「10%減額」は、当面は行わない。
- ③現在、信託銀行への運用委託を自主運用に変更

(4) 本会議において財政担当者からは次の意見があった。

- ①教区での説明のためには「このままでは破たんする」と云う資料も必要
- ②現行の聖公会年金は、国民年金や厚生年金と比べると大変有利な年金となっているが、この点をもっと強調すべきではないか。

(2) 大斎克己献金について

(1) 大斎克己献金は、その一部が国内伝道

強化のために活用されており、新伝道地としての教会の建築、また新たな宣教活動のために用いられてきた。(2014年度については対象候補の申請はなかった。)又、他の主日の特定献金と比べて、この大斎克己献金は大きく減少しており、ピークの1998年での約2,700万円に対して今年は約1,700万円に留まっている。

相澤総主事からは、このような状況の中でこの大斎克己献金を今後どのようにして行くべきかとの発議があった。

(2) これに対し、今回の協議会や事前の財務担当者アンケートでの意見は以下の通りであった。

- ・信徒数の減少、高齢化、それに伴う所得の減少により献金全体が減少しつつある。
- ・教会の中で、献金、募金類が多過ぎる。又、大斎克己献金もマンネリ化している。
- ・献金の主体である管区の存在が見えにくく、更に、献金の目的や用途などが信徒に充分周知されていないのではないか。
- ・「大斎克己」に関する理解が薄く、大斎節を守る習慣が希薄になっている。
- ・一口1,000万円ではなく、趣旨に沿う活動内容ならばもう少し小口にしても良い。

(3) また、新たな大斎克己献金の使途としては、次のような意見があった。

- ・行政の援助が及んでいない社会的弱者に対する支援。
- ・青少年育成のための支援。
- ・経済的に困窮している組織、団体、教会への支援。
- ・宣教活動を公募で選定しての支援。

(3) 教役者の給与について

(1) 昨年の総会決議を受け、二つの教区への教役者給与の支援体制として「教役者給与調整システム」を運用しているが、今まで半年を経過して各教区の状況につき報告があった。

- ・支援を頂き感謝している。一方、自助努力として自教区会計の中で教役者給与を増額しようとしているが、財政的にやや無理がある状況である。

- ・平均的には給与水準が低く支援を受けているが、年齢によっては自教区の方が対象教区より高い場合があり、検討課題である。
- ・地方公務員と比べて、聖職給与は低くない。
- ・平均的な給与額とは別に各聖職への実際の給与水準に注目して、年齢による給与水準を見直したい。
- ・本システムは、4年ごとに管区財政主査会で見直すこととしている。

(2) 大韓聖公会から受け入れている宣教協働者は全国で10名であるが、この聖職の給与については基準教区の給与水準との差額を支給することになっており、差額は管区で負担している。

しかし、この管区資金が少なくなっており、受け入れ期間が比較的長い聖職については、その給与差額を当該教区で負担することも検討する必要もあるとの意見があった。

(4) 収益事業について

- (1) 収益事業については、建物賃貸や駐

車場賃貸等による事業収入が年間9,000万円あった教区もある一方で、全く収益事業の無い教区もある。但し、特に建物賃貸事業の場合、当面の収益性は高いが、耐用年数に限界が来ても再建築する資金が準備されていないケースが多く、永続的に収益を確保することは難しい状況にある。

(2) 一方、教会活動は各信徒の献金で支えるものであり、収益事業に頼るべきではないとの意見も多く、今後の検討課題である。

今回の会議は懇親会を含めて1泊2日の会議であり、出席者相互でかなり突っ込んだ話し合いが出来たのではないかと考えている。

教会財政の問題は単に金銭上の問題ではなく、各自の信仰への思いに係わる問題でもあると思われる。今回、この会議を通して本音で話し合うことが出来たことは、全公会的なつながりをもう一度再確認する機会でもあったと感じた。

□主事会議

第59(定期)総会期第10回 1月16日(木)

○大齋克己献金の国内伝道強化に関して

約2,000万円の大齋克己献金のうち、半額の1,000万円が国内伝道強化のために用いられてきたが、今後の用い方に関しての話し合いが行われた。1,000万円をそのまま残しながら、500万円などにして、より申請をしやすくしては、などの意見や、社会的に弱い立場にある人々に対する支援などに用いてもよいのでは、などの意見があった。次回主教会でも話し合われるので、その結果を踏まえながら、次回主事会議で再度検討することとした。

次回以降：3月18日(火)、5月14日(水)

□各教区

東北

- ・東北教区主教座聖堂 仙台基督教会礼拝

堂聖別式 3月1日(土) 1時～ 司式：加藤博道主教 説教：越山健蔵司祭

- ・東日本大震災3周年記念礼拝および「2時46分の黙想」 3月11日(火) 1時～ 下記3か所の教会において合同記念聖餐式(祭色：白)

- ①福島聖ステパノ教会(福島県) ②東北教区主教座聖堂 仙台基督教会(宮城県)
- ③盛岡聖公会(岩手県)

神戸

- ・阪神・淡路大震災19周年記念礼拝 2014年1月17日(金) 10時半 於：神戸聖ヨハネ教会

□関係諸団体等

第3回U26集会(Under26=26歳以下の日本聖公会内青年の集まり) 2月21日(金)～23

日)、大阪市立信太山青少年野外活動センター
(和泉市伯太町) 参加費: 20,000円 主催: S
CM協力委員会(委員長: 司祭 野村 潔)

日本キリスト教連合会

「公益及び公の秩序」VS「公共の福祉」- 改
憲問題とキリスト教- 2月10日(月) 1時
半~ 場所: ルーテル市ヶ谷センター2階会
議室 講師: 稲垣久和氏 問い合わせ: 日
キ連事務局(03) 3260-8631

□神学院

聖公会神学院

・2013年度卒業礼拝 2014年3月1日(土)
14時~

ウイリアムス神学院

・2013年度卒業礼拝(卒業証書・修業証書授
与式) 2014年3月12日(水) 11時~



《人 事》

東北

<信徒奉事者認可>
(盛岡聖公会)

2014年1月1日付
ペテロ阿部禧典、ルカ赤坂 徹

東京

セシリア高柳章江
ローレンス入江一弘

2013年12月11日付 日本聖公会聖職候補生に認可する。
2013年12月11日付 日本聖公会聖職候補生に認可する。

横浜

執事 パウロ友寄景方

2014年1月31日付 八日市場聖三一教会牧師補の任を解き、
願いにより退職を許可する。

京都

司祭 ヨハネ荒木太一

2013年12月13日付 上野聖ヨハネ教会牧師補の任を解く。
上野聖ヨハネ教会牧師に任命する。

主教 ステパノ高地 敬

2013年12月13日付 上野聖ヨハネ教会管理の委嘱を解く。

司祭 ヨハネ井田 泉

2013年12月31日付 高田基督教会管理の委嘱を解く。

司祭 ベルナルド大川 誠

2013年12月31日付 高田基督教会副牧師の任を解く。

司祭 ヨシユア柳原義之

2014年1月1日付 高田基督教会牧師に任命する。

主教 ステパノ高地 敬

2014年3月31日付 京都聖ステパノ教会管理の委嘱を解く。

プリスカ 中尾貢三子

2014年4月1日付 京都聖ステパノ教会の管理を委嘱する。

2014年1月1日付 日本聖公会聖職候補生に認可する。

2014年4月1日付 京都聖ステパノ教会管理牧師主教ステパノ
高地敬のもとで勤務することを命じる。

司祭 サムエル奥 晋一郎

2014年4月1日付 岸和田復活教会の管理を委嘱する。

聖職候補生 モーセ石垣 進

2014年4月1日付 岸和田復活教会管理牧師司祭サムエル奥
晋一郎のもとで勤務することを命じる。

司祭 パウロ北山和民

2014年4月1日付 初島聖十字教会および廣基督教会の管理
を委嘱する。

司祭 ヨブ楠本良招

2014年3月31日付 初島聖十字教会牧師の任を解く。

		廣基督教会管理の委嘱を解く。 定年により退職とする。
	2014年4月1日付	司祭パウロ北山和民のもとで、初島聖十字教会および廣基督教会において、嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(法規に基づき、任期1年)
聖職候補生 セシリア大岡左代子	2014年4月1日付	チャプレンとして平安女学院大学への出向および大和伝道区での主日礼拝協力を命じる。
司祭 アンデレ小松幸男	2014年4月1日付	主教ステパノ高地敬のもとで、菰野聖マリア教会(伝道所)において、嘱託司祭として勤務することを委嘱する。(法規に基づき、任期1年)

大阪

<信徒奉事者認可>

(芦屋聖マルコ教会)

2014年1月1日付 任期1年

辻潤、長野紀子、錦織依子、和田育子、寺内誠、野見山充、山本多津子

(西宮聖ペテロ教会)

山田緑、倉戸ナオミ、瀬戸栄一、久保孝彦

(石橋聖トマス教会)

服部喜代司、原楨寿子、牧口眞理、山崎信

(守口復活教会)

小野創、原田契

(大阪聖ヨハネ教会)

興津健蔵、野知卓司

(大阪聖パウロ教会)

浅田通子、上野勝子

(川口基督教会)

内海良輔、社領共美、高橋明子、田中史、野上千春、ユーワン・ヒューム、横倉宏

(大阪聖愛教会)

石井英隆、米虫克次、田中恵子、松岡興二、豊川雅章

(大阪聖アンデレ教会)

奥田哲夫、加納佳世子、河瀬隆、村井幸子

(大阪聖三一教会)

高田須磨雄

(恵我之荘聖マタイ教会)

鈴木靖夫、春名英夫

(東豊中聖ミカエル教会)

山田護、吉田牧人、工藤正路、岐邨正昭

九州

<信徒奉事者認可>

任期：2014年度

(福岡聖パウロ教会)

秋山献之、有村元伸、外池圭二、園木一男、吉鹿善郎、佐藤群

(小倉インマヌエル教会)

田中徳輝、平上千鶴子、ピーター・フリーボーン、河原忍、岡村忠平、櫻井隆一

(直方キリスト教会)

君原實

(菊池黎明教会)

蒲池近江、高橋尚子

(佐世保復活教会)

辻裕子

(鹿児島復活教会)

島紀夫、坂口義孝

(福岡ベテル教会)

田中寛、箕田紘子

(熊本聖三一教会)

島卓郎、畑中幸次郎

(久留米聖公教会)

上野信雄、真木信行、仲間紀美江

正義と平和を求めて

「特定秘密保護法」 ここが懸念！

日本聖公会 正義と平和・憲法プロジェクト

正義と平和委員会憲法プロジェクトは、「自民党憲法改正草案」学習会を開催し、ダイジェスト版を「管区事務所だより」にコラムとして掲載しています。今回第3回を載せる予定でしたが、特定秘密保護法が成立したことに對して、「特定秘密保護法の廃止を求める声明」（12月17日付）を出したため、今回は急遽予定内容を変更して、この「声明」に関連した記事をお届けいたします。

<内容面の懸念>

1. 何が秘密かも秘密、永久に秘密の可能性も…。
 - ・国の安全保障に著しい支障を与える恐れがあるとの理由をつければ、行政機関は特定秘密に指定することができる。個々の指定が妥当かのチェックができない。
 - ・行政は恣意的な指定ができ、不都合な情報を隠す恐れがある。
 - ・情報公開のルールも確立されていない。
※特定秘密の指定期間が原則30年までと明記されたが、内閣の承認があれば60年まで延長ができ、政令などで定める要件に合えばさらに延長が可能になる。
2. 取り締まり対象は市民全体、特定秘密の対象は防衛、外交分野だけでなく、スパイ活動、テロ活動にも。

- ・実際に情報が漏れなくても罪に問われるため、公務員、マスメディアだけでなく、情報を得ようとする市民全体にも向けられる。
 - ・公務員らには最高懲役刑10年、一般市民は5～10年の懲役が科せられる。
 - ・監視活動がなされ、市民活動も萎縮する危険性も。
3. 言論統制と基本的人権の侵害。
 - ・国の安全保障にかかわる情報を秘密にし、知ろうとする人を厳しく取り締まろうとする法律のため、民主主義を否定する。

<手続き面の懸念>

もともと選挙公約になかった法律であった。国民的議論を経ないまま、国会での審議を一方的に打ち切り、強行採決をしてしまった。国家安全保障特別委員会の正式な会議録には、「聴取不能」とあるだけだ。

かつて初代防衛相は、「90人の国民を救うために10人の犠牲はやむを得ない」と発言しました。しかし、わたしたちは、迷い出た1匹の羊を見つけたら、迷わずにいた99匹より、その1匹のことを喜びます。小さな者が一人でも滅びることは、天の父の御心ではないのです。

(執筆：高木 栄子)



内閣総理大臣 安倍晋三 様
衆議院議長 伊吹文明 様
参議院議長 山崎正昭 様

特定秘密保護法の廃止を求める声明

わたしたち日本聖公会「正義と平和委員会」は、去る11月18日、標記法の制定に反対する声明を出したところですが、12月6日、参議院本会議において同法案の採決が強行され、特定秘密保護法が成立しました。同法案の採決を強行したことは、内容面・手続面いずれにおいても国民主権・民主主義の理念を踏みにじるものであり、強く抗議します。

特定秘密保護法には、具体的に以下のような危険性があります。

- ① 「特定秘密」は行政機関の長の一存で決められるため、政府に都合の悪い情報が意のままに指定され、憲法に反することも行われるおそれがある。
- ② 「表現の自由」と「知る権利」の危機により、基本的人権が侵される。
- ③ マスメディアも国民も「特定秘密」の漏えいや取得を「教唆」や「扇動」しても処罰の対象となることから、実際に漏えいがなくとも処罰対象となるおそれが強い。また、どの行為が対象になるかは基準が曖昧で、捜査機関の判断次第で強制捜査を受けかねない。
- ④ 原発の危険性や汚染水等の情報が、「テロ活動防止」を理由に国民に秘密にされるおそれがある。
- ⑤ 「特定秘密」は永久に指定される可能性があり、歴史の精査ができなくなるおそれがある。

また、特定秘密保護法の制定は、集団的自衛権を憲法解釈によって認めようとする動きや、「国家安全保障会議(日本版 NSC)」の設置と一体であることを危惧します。日米軍事同盟の強化のもと、あらゆることが秘密のうちにすすめられれば、恒久の平和を念願し、再び他国への侵略および戦争をしないという決意で作られた日本国憲法をないがしろにすることとなります。

日本国憲法の基本原理を尊重する立場から、また人間の尊厳にかかわる自由で平和な社会を求める宗教者の立場から、特定秘密保護法の廃止を強く求めます。

以上

2013年12月17日

宗教法人日本聖公会
正義と平和委員会
委員長 主教 洪澤一郎
同委員会憲法プロジェクト